

N2-1st

令和4年3月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 飯田道子 

令和3年(ワ)第258号慰謝料等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年1月26日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国 久

同 代 表 者 法 務 大 臣 古 川 穎 久

10 同 指 定 代 理 人 依 田 光 一

同 指 定 代 理 人 木 村 昌 恵

同 指 定 代 理 人 森 田 麻 衣 子

同 指 定 代 理 人 大 澤 一 志

主 文

15 1 原告の別紙請求目録記載の請求に係る訴えのうち、同目録記載2ないし6の請求に係る訴えを却下する。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

別紙請求目録記載のとおり

第2 当裁判所の判断

1 原告は、別紙請求目録記載1ないし6の請求をして本訴訟を提起したのに対し、被告は、①主位的に、同目録記載2ないし6の請求に係る訴えを却下し(同目録記載2、4及び5の請求に係る訴えは請求の特定及び確認の利益を欠き不適法であり、同目録記載3及び6の請求に係る訴えは確認の利益を欠き不適法であ

る旨主張する。）、その余の請求を棄却することを求め、②予備的に、同目録記載1ないし6の請求をいずれも棄却することを求めるところから、以下、それぞれの請求について検討する。

2 請求1について

(1) 請求1は、要旨、原告が、東京都を相手方として提起した訴え1件（前橋地方裁判所平成30年（ワ）第355号。以下「355号事件」という。）及び被告を相手方として提起した訴え4件（前橋地方裁判所平成30年（ワ）第357号、同第358号、同第359号、同第399号。以下、それぞれ「357号事件」、「358号事件」、「359号事件」、「399号事件」といい、355号事件、357号事件、358号事件、359号事件及び399号事件を併せて「別件訴訟」という。）の合計5件の訴訟と、そのうちの399号事件について令和2年6月17日に言い渡された判決（以下「399号事件判決」という。）に関して、①被告が399号事件で原告の訴えを無視した答弁をした、②別件訴訟の担当裁判官（以下「別件訴訟裁判官」という。）が訴状を送達しなかったことにより訴訟遅延が生じた、③別件訴訟裁判官が原告の訴えを無視して399号事件判決をした、④別件訴訟裁判官がした399号事件判決に合理的根拠がないなどと主張し、被告に対し、憲法17条、国家賠償法1条1項、国家賠償法4条、民法709条、710条、715条に基づき、慰謝料10万円（総額2400兆円の一部請求）の支払を求めるものであると解される。

(2) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成30年8月13日、355号事件、357号事件、358号事件及び359号事件を提起した（乙1、2）。

イ 原告は、平成30年9月10日、399号事件を提起し、その請求の趣旨は、「被告は、原告に対し、10万円を支払え。」（以下「399号事件請求1」という。）及び「法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵

害に抗議し、必要な是正措置を取れ。」（以下「399号事件請求2」という。）というものであり、また、原告は、399号事件において、後に、被告の準備書面に関する被告指定代理人らの行為を「不法行為の基礎事実」に追加し、同行為によって原告に総額100兆円の損害が生じた旨を主張（以下「399号事件追加主張」という。）した（甲9、10）。

ウ 別件訴訟裁判官は、令和元年9月20日、別件訴訟の第1回口頭弁論期日を、355号事件について同年11月11日、357号事件、358号事件、359号事件及び399号事件について同月13日と指定し、別件訴訟の訴状はそれぞれの事件の被告に送達された（乙1、2、弁論の全趣旨）。

エ 被告は、399号事件について、399号事件請求2に係る訴えの却下、399号事件請求1の棄却を求めるとともに、399号事件追加主張は従前の請求と請求の基礎に同一性がなく追加は許されるべきでないとして民事訴訟法143条4項の申立てをした（以上について、甲8ないし10、13、弁論の全趣旨）。

オ 399号事件については、令和2年6月17日、金銭支払請求以外の請求に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却するとともに、399号事件追加主張については訴えの変更を許さない旨の判決（399号事件判決）が言い渡され、原告は控訴した（東京高等裁判所令和2年（ネ）第2959号）が、当該控訴は令和3年3月24日に棄却され、原告は上告するとともに上告受理申立てをしたが、当該上告は同年10月29日に棄却され（最高裁判所令和3年（オ）第1037号）、また、上告受理もされず（最高裁判所令和3年（受）第1282号）、399号事件判決は確定した（甲10、13、14）。

(3)ア 公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁

昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照)。

上記(1)の①について、上記認定事実によれば、被告は、399号事件において、399号事件請求2に係る訴えの却下、399号事件請求1の棄却を求めるとともに399号事件追加主張が許されない旨を主張し、原告の請求・主張を全面的に争っていたことは認められるものの、そのことによって直ちに公務員が原告に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の主張は採用できない。

イ 公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であることは、裁判官の職務行為についても同様である。したがって、裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、この責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特段の事情があることを必要と解することが相当である(最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁参照)。そして、この趣旨は、争訟の裁判であるかそれ以外の職務行為であるかに問わらず妥当するというべきである。

(ア) 上記(1)の②について、原告は、別件訴訟裁判官が、別件訴訟の訴状を被告に送達せず、期日を指定しないまま放置して訴訟を遅延させた旨主張するものであると解されるところ、上記認定事実によれば、原告が別件訴訟

5 を提起してから第1回口頭弁論期日が指定され訴状が送達されるまでの間には約1年が経過していることが認められることに加え、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は平成30年12月20日の時点で別件訴訟事件の請求等について自身の検討は終えた旨明らかにし、令和元年6月7日と同年7月16日に裁判所に提出した各書面では第1回口頭弁論期日の指定を催促し、あるいは指定されずに放置されている点を問題視していることが認められることも併せ考慮するに、このような経過が、第1回口頭弁論期日を速やかに指定することを求める民事訴訟法の趣旨にそぐわないものであることは否定できない。

10 しかしながら他方、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、①別件訴訟の訴状は、請求原因事実とこれに関連する間接事実を的確に把握することは必ずしも容易でない内容になっていたこと、②原告は、別件訴訟について、平成30年1、2月20日までに複数回にわたって訴状を補充又は訂正する主張書面を提出しており（355号事件について5回、357号事件について4回、358号事件について3回、359号事件について5回、399号事件について3回）、別件訴訟裁判官において整理検討を要する訴訟資料は相当な分量に達していたこと、③別件訴訟裁判官は、令和元年8月28日、原告に対し、別件訴訟のうち355号事件、357号事件、359号事件及び399号事件について、求釈明事項に対する回答を求める求釈明書をそれぞれ送付し、原告は、同年9月10日、各求釈明書に対する回答書をそれぞれ提出したこと、④別件訴訟のうち、355号事件については令和2年2月17日に判決が言い渡され（令和元年12月25日の第2回口頭弁論期日で結審）、それ以外の事件については令和2年6月17日に判決が言い渡された（いずれについても、令和2年1月27日の第2回口頭弁論期日を経て、同年2月20日の第3回口頭弁論期日で結審）ことが認められる。

5 以上のような別件訴訟の提起、原告による主張の補充や別件訴訟裁判官による求釈明、別件訴訟の期日の指定から判決言渡しに至るまでの経過も考慮するに、別件訴訟裁判官が違法又は不当な目的をもって期日指定や訴状の送達を遅延させたなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特段の事情があるとまでは認められないというべきであり、これに反する原告の主張は採用できない（なお、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、被告を相手方として、上記(1)の②と同旨の主張等をして原告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料の一部として10万円を請求する訴えを提起し（前橋地方裁判所令和元年（ワ）第428号）、令和2年12月16日、原告の請求を5万円の支払を求める限度で認容する旨の判決が言い渡されたが、原告と被告の双方が控訴し（東京高等裁判所令和3年（ネ）第1448号事件）、令和3年9月9日、上記認容部分を取り消し、当該取消部分について原告の請求を棄却し、原告の控訴を棄却する旨の判決が言い渡されていることが認められる。）。

10 (イ) 上記(1)の③及び④について、本件全証拠によっても、別件訴訟裁判官が、原告の訴えを無視し、合理的根拠なく399号事件判決をしたとは認められず、違法又は不当な目的をもって399号事件判決をしたなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特段の事情があるとは認められない（かえって、原告の399号事件判決に対する控訴や上告は棄却され、399号事件判決が確定していることは上記認定事実のとおりである。）。

15 したがって、原告の主張は採用できない。

20 (4) 以上によれば、請求1は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。原告のその余の主張はこの結論を左右しない。

25 3 請求2について

(1) 請求2は、要旨、国際連合人権理事会（以下「国連人権理事会」という。）が、原告の人権侵害に関する通報を無視したことは、被告を庇い、隠ぺいするものであるとして、当該無視が、人権を侵害し、かつ、条約に違反することの確認を求めるものであると解される。

5 (2) このような確認の訴えは、確認の利益がある場合、すなわち、原告の権利又はその法律上の地位に現に危険・不安が存在し、それが被告に起因し、それを除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切である場合に、適法なものとなるところ、原告の主張を前提としても、請求2は、国連人権理事会の不作為を問題とするものであって、原告と被告との間の権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいえず、また、原告の権利又はその法律上の地位に現に存在する危険・不安を除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切であるともいえない。

10 (3) したがって、請求2に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。原告のその余の主張はこの結論を左右しない。

15 4 請求3について

請求3は、要旨、被告が、憲法98条2項の規定に基づき条約及び国際法規を遵守する義務、憲法99条の規定に基づき日本国憲法を順守する義務を負うことの確認を求めるものであると解される。

20 このような確認の訴えが、確認の利益がある場合に適法なものとなることは上記3の(2)と同様であるところ、原告の主張を前提としても、請求3は、上記のような一般的抽象的な義務を問題とするものであって、原告と被告との間の権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいえず、また、原告の権利又はその法律上の地位に現に存在する危険・不安を除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切であるともいえない。

25 したがって、請求3に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。原告のそ

の余の主張はこの結論を左右しない。

5 請求4について

請求4は、要旨、被告が、請求2に係る原告の人権侵害を救済すべき責任を追うことの確認を求めるものであると解される。

5 このような確認の訴えが、確認の利益がある場合に適法なものとなることは既に述べたところと同様であるところ、原告の主張を前提としても、請求4は、人権侵害を救済すべき責任という抽象的な責任、義務を問題とするものであって、原告と被告との間の権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいはず、また、原告の権利又はその法律上の地位に現に存在する危険・不安を除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切であるともいえない。

したがって、請求4に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。原告のその余の主張はこの結論を左右しない。

6 請求5について

15 請求5は、要旨、被告が、請求2に係る国連人権理事会による原告の通報の無視に対する是正措置をとらなかつたことが憲法に違反することの確認を求めるものであると解される。

20 このような確認の訴えが、確認の利益がある場合に適法なものとなることは既に述べたところと同様であるところ、原告の主張を前提としても、請求5は、被告が国連人権理事会に対する是正措置をとらなかつたことを問題とするものであって、原告と被告との間の権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいはず、また、原告の権利又はその法律上の地位に現に存在する危険・不安を除去するために、確認の対象とされたものについて判決をすることが必要かつ適切であるともいえない。

25 したがって、請求5に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。原告のその余の主張はこの結論を左右しない。

7 請求 6 について

請求 6 は、要旨、前件訴訟について令和 2 年 6 月 17 日に言い渡された 399 号事件判決が民法 90 条により無効であることの確認を求めるものであると解されるところ、原告が 399 号事件判決に控訴したが、当該控訴は棄却され、原告は上告したが、当該上告は令和 3 年 10 月 29 日に棄却され、また、上告受理もされず、399 号事件判決が確定したことは上記認定事実のとおりである。

このような確認の訴えが、確認の利益がある場合に適法なものとなることは既に述べたとおりであるところ、原告の主張を前提としても、請求 6 は、399 号事件判決という過去に言い渡された判決が無効であることの確認を求めるものであり、判決が無効であることを前提として現在の権利または法律関係の存否の確認を求める趣旨のものではないから、不適法であり却下を免れない（最高裁判所昭和 38 年（オ）第 613 号昭和 40 年 2 月 26 日第二小法廷判決・民集 19 卷 1 号 166 頁参照）。

したがって、請求 6 に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。原告のその余の主張はこの結論を左右しない。

第 3 結論

よって、原告の訴えのうち、請求 2 ないし 6 に係る訴えを却下し、請求 1 を棄却することとして、主文のとおり判決する。

20

前橋地方裁判所民事第 2 部

裁判官

栗津 有

(別紙)

請求目録

- 1 被告は原告に対し10万円を支払え（なお、今回は総額2400兆円の一部請求である。）。（以下、この請求を「請求1」という。）
- 5 2 国連人権理事会が当該通報を無視したことは、人権侵害かつ条約違反であることの確認を求める。（以下、この請求を「請求2」という。）
- 3 日本国には、条約履行義務（憲法98条）と憲法遵守義務（憲法99条）が有ることの確認を求める。（以下、この請求を「請求3」という。）
- 10 4 日本国には、一国民である私の2項の人権被害を救済すべき国家責任が有ることの確認を求める。（以下、この請求を「請求4」という。）
- 5 第2項について、日本国がその後是正措置しなかったことは憲法違反であることの確認を求める。（以下、この請求を「請求5」という。）
- 15 6 当該一審判決（前橋地方裁判所平成30年（ワ）第399号慰謝料請求事件）は、原告である私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視しているので、裁判の実質要件を満たしていないため、公序良俗違反（民法90条）により無効であることの確認を求める。（以下、この請求を「請求6」という。）

以上

